

第2回畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会 議事要旨

1 日時:令和3年7月 29 日(木)15:00～17:00

2 場所:WEB 会議

3 出席者

(1) 部会員

関澤部会長、河野副部会長、内山部会員、國重部会員、坂本部会員、竹延部会員、
中野部会員、中林部会員、三浦部会員、水木部会員

オブザーバー

全国消防長会 重田事業管理課長、農林水産省 林課長補佐

国土交通省 原口課長補佐、

(2) 事務局

消防庁 白石予防課長、千葉設備専門官、池田課長補佐、羽田野係長、中原技官、
山本事務官、田中事務官

4 配付資料

議事次第

資料2-1 現地視察の報告

資料2-2 課題とその対応案

資料2-3 報告書の骨子(案)

参考資料1-1 消防安第41号

参考資料1-2 消防安第26号

参考資料1-3 都市計画法(一部抜粋)

参考資料1-4 現地視察の畜舎について

参考資料1-5 畑地かんがい用水の概要について

参考資料1-6 関係法令

5 議事

(1) 現地視察の報告について

(2) 課題とその対応案について

(3) 報告書の骨子(案)について

6 主な意見交換 (○:部会員、●:事務局)

○ 消火器の設置場所は、畜舎の経営者の判断によるものとならないか。

● 歩行距離 20 メートル以内に設置することを基本として、管轄の消防本部と協議し運用いただく等の方向性が考えられるのではないか。

○ 渡り廊下を後から設けることは可能か。

● 可能。ただし、接続方法等によっては全体が1棟の取り扱いとなる場合があり、新たな消防用設備等が必要となることも考えられる。

なお、今回の案は、接続後も別の棟として取り扱うことができる接続方法や構造等について検討したものである。

- 資料2-2、対応案②(ロ)において、「直接地上へ通ずる避難上有効な開口部が二以上設けられ」とあるが、どのようなものを想定しているのか。
- 吹き抜け構造を有することにより直接地上へ通ずる避難上有効な開口部を各部分から容易に見通し、かつ、識別することができる場合や、2階部分の避難上有効な開口部に屋外階段等があり、直接地上へ避難できる場合を想定している。
- 「畜産経営に関する軽微な執務」とは、どの程度の規模のものを想定しているのか。
- 畜舎新法で認められる畜産経営に関する軽微な執務に該当するものを想定しており、規模の大きい事務所を想定しているものではない。
- 規模の大きい事務所は、事務所の用途として取り扱う必要があるのか。
- 規模の大きい事務所は畜舎内ではなく、別棟として設けられることが多いと思われるが、その場合は、事務所の用途として取り扱われるべきと考えている。
- 資料2-2、1ページの対応案において、「特例の対象とする畜舎棟の一部を、畜産経営に関する軽微な執務又は飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のため使用する場合」とあるが、別棟の場合はどのような取り扱いになるのか。
- 別棟の場合は、畜舎ではなく、それぞれの棟の用途の防火対象物として取り扱われることを想定している。ただし、搾乳施設及び家畜の飼養に供する施設に附随する集乳施設にあつては、別棟であっても特例の対象とする畜舎等とする案としている。
- 資料2-2、4ページの対応案で「内部に人が立ち入ることのできない構造」とあるが、具体的にどのようなものを想定しているのか。
- 具体的には、飼料のサイロ等を想定している。
- 機械室やポンプ室等は人が中に入る場合があるため、「内部に人が立ち入ることのできない構造に該当する場所」としては想定していないということか。
- そのとおり。
- 資料2-2、7ページの「常時人が立ち入らない部分」とはどのような場所を想定しているか。
- 構造上立ち入れないというものではなく、機械のメンテナンス等の限定された場合に立ち入ることはあるが、通常の使用では立ち入らないものを想定している。
- 「内部に人が立ち入ることのできない構造」と「常時人が立ち入らない部分」について解説が必要。
- 消防用設備等の設置単位について(消防安第26号 昭和50年3月5日)は、接続される建築物相互間の距離が6メートル未満の場合であっても、ただし書きに適合している場合は別棟として取り扱うことができるということでしょうか。
- そのとおり。
- 資料2-2、2ページに「階数が1(平屋建)」とあるが、面積や無窓階は要件としないのか。
- そのとおり。
- 特例を適用することにより、消防用設備等は軽減できるが、火災リスクが無くなるわけではないので、火災が発生した場合には、保険や自衛消防組織で対応することが求められる。また、動力

消防ポンプ設備等の消防用設備等が設置されている場合は、自衛消防組織等で使用できるようにしておく必要がある。消防本部においては、畑地かんがい用水の活用等も含めて警防計画を作成するとともに、自衛消防隊等の訓練指導等も必要であるとする。このような内容については報告書の内容に反映されたい。

以上